

第16回全日本ホルスタイン共進会衛生対策要領

制定 2024年 3月22日

改正 2024年 5月31日

改正 2024年11月22日

第1 目 的

第16回全日本ホルスタイン共進会（以下「共進会」という。）において、家畜伝染病予防法（以下「家伝法」という）の規定に基づき、家畜伝染性疾患の発生予防のための措置及び疾病発生時における適切な衛生対策を実施し、出品牛の健康管理と会場の衛生管理の徹底を図ることにより、共進会の円滑な運営に資するものとする。

第2 基本方針

一般社団法人日本ホルスタイン登録協会（以下「主催者」という。）は、目的を達成するため、北海道の指導・監督のもとに、次の事項を遵守するものとする。

1 発生予防対策

出品予定牛の衛生検査と予防注射の適切な実施

2 衛生管理

（1）出品牛の搬入及び搬出時における適切な衛生対策の実施

（2）共進会場及び関係施設の衛生管理の徹底

（3）出品牛の健康管理と疾病治療の適切な実施

第3 実施内容

出品牛は、次に定める衛生条件を満たしていること。なお、検査及び予防注射の実施期間は別表のとおりとする。

1 出品牛の衛生条件の確認

（1）臨床検査の実施

出品牛は、所属する都府県を出発する72時間以内に、獣医師の臨床検査を受け、別記様式第1号（第16回全日本ホルスタイン共進会臨床検査確認書）により健康であることを確認されたものでなければならない。

なお、北海道内だけで移動する出品牛は、各市町村を出発する72時間以内に、同様の確認をすること。

（2）出品牛の検査

出品牛は、国が定めた「牛のヨーネ病防疫対策要領」（以下「要領」という。）に基づくカテゴリーⅠの農場（注1）で飼養されていることを原則とし、次の①の条件を満たすこと。

やむを得ず、カテゴリーⅡの農場（注2）から出品する場合には、次の②の条件を満たすこと。

また、検査はできる限り搬入に近い時期に実施するように努めること。

① カテゴリーⅠの農場は、搬入基準日以前3ヵ月以内に、スクリーニング法による検査（抗体検査又は予備遺伝子検査をいい、陽性の場合には家伝法施行規則別表第一に定めるリアルタイムPCR法による検査）を実施し、陰性を確認していること。

② カテゴリーⅡの農場は、搬入基準日以前6ヵ月以内に最低3ヵ月の間隔を空けた2回以上の抗原検査（予備的遺伝子検査、リアルタイムPCR法による検査又は細菌検査（分離培養））を実施し、陰性を確認していること。

(注1)「カテゴリーⅠの農場」とは、清浄確認が行われており、要領第3の規定により予防対策が講じられ、かつ要領第4の(1)に掲げるサーベイランスで陰性が確認された農場をいう。

(注2)「カテゴリーⅡの農場」とは、本病の発生があり、要領第5に規定する発生確認時の防疫措置又は要領第6に規定するまん延防止対策を講じている農場をいう。

(3) 予防接種の実施

出品牛は、搬入基準日以前3週間以上6ヵ月以内の期間において、炭疽、牛流行熱、イバラキ病(注3)、牛異常産(注4)及び牛呼吸器病(注5)のそれぞれのワクチン接種を実施していること。

(注3)「牛流行熱」、「イバラキ病」の混合不活化ワクチンの場合は、期間内に4週間間隔で2回接種すること。

(注4)「牛異常産」のワクチンとは、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症の3種混合不活化ワクチンをいう。また、「牛異常産4種混合不活化ワクチン」とは、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症及びピートンウイルス感染症の混合不活化ワクチンをいう。なお、前年に接種していない牛は、期間内に不活化ワクチンを4週間間隔で2回接種すること。また、前年に接種している牛は期間内に1回接種すること。

(注5)「牛呼吸器病」のワクチンとは、牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢、牛パラインフルエンザ、牛RSウイルス病及び牛アデノウイルス病の5種混合生ワクチン、又は牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢(2価)、牛パラインフルエンザ、牛RSウイルス病及び牛アデノウイルス病の6種混合ワクチン(生ワクチン若しくは不活化ワクチン)をいう。

(4) 皮膚病等について

出品牛は、搬入前に真菌症等の皮膚病及びイボ等の体表(乳房含む)の異常がないことを確認していること。罹患牛は、他の牛への感染の恐れがあることから出品を認めない。

2 出品牛の共進会会場搬入・搬出時の衛生対策

(1) 搬入(時)の衛生対策

① 主催者は、都道府県家畜衛生担当者の協力を得て、搬入基準日前3ヵ月以内の間に、当該出品牛の飼養地域での重大な疾病発生の有無についての把握に努めるとともに、発生の情報があった場合には、北海道と協議の上、地域を定め牛の搬入を認めないことができることとする。

② 主催者は、北海道の家畜衛生担当者の指導のもとに、出品牛の搬入時に別紙様式に基づく証明書(家伝法第8条に基づく証明書の場合は添付)の提出を求めるとともに、健康状態を確認して搬入を認めるものとする。

③ 主催者は、出品牛の輸送に使用した車輛等は、北海道の家畜衛生担当者の指示により、消毒を実施するものとする。

(2) 搬出時の衛生対策

主催者は、北海道の家畜衛生担当者の指導のもとに、出品牛の搬出時に、健康状態を確認して搬出を認めるものとする。

3 出品牛の共進会開催時の衛生対策

(1) 伝染性疾病発生予防に必要な施設の設置について

主催者は、共進会場内に家伝法第12条に基づく家畜診断所、隔離所、汚物だめ等、伝染性疾病の発生予防に必要な施設を設置するものとする。

(2) 獣医師の配置について

家畜診断所には主催者が獣医師を配置し、必要な検査、診断等を行うとともに、出品牛の搬入・搬出時、その他必要と認められる場合には消毒を行うものとする。

(3) 診療について

出品牛の診療については、家畜診断所の獣医師を診療業務に従事させるものとする。

また、家畜診断所所属以外の獣医師が診療した場合には、診療報告書を家畜診断所に提出するものとする。

(4) 家畜伝染病が発生した場合

家伝法の定めるところにより防疫処置を実施することとする。

第4 検査・予防接種証明書の携行及び事前FAX送信

1 証明書の携行

出品者は、証明書〔別記様式第1号（第16回全日本ホルスタイン共進会臨床検査確認書）及び、別記様式第2号（第16回全日本ホルスタイン共進会出品牛検査・予防接種証明書）〕を共進会会場への搬入時に必ず携行し、北海道の家畜衛生担当者に手渡すこと。

証明書に不備等があると搬入を認めない場合がある。

2 事前のメールまたはFAX送信

出品者は、搬入作業を円滑に進めるために、事前に別記様式第2号（第16回全日本ホルスタイン共進会出品牛検査・予防接種証明書）を、下記宛までメールまたはFAX送信すること。

送 信 先：北海道ホルスタイン農業協同組合

e-mail zenkyo_hokkaido@holstein.jp

FAX 011-726-3135

送信期限：2025年10月10日（金）

（注）必ず、送信表を付し連絡先、頭数、送信枚数等を記載すること。

第5 その他

その他必要事項は、農林水産省消費・安全局動物衛生課及び各都道府県家畜衛生担当課の指導のもと、関係機関と協議のうえ決定するものとする。

附則

この要領は、2024年4月1日より施行する。

(別 表)

出品牛に係る家畜伝染病検査及び予防注射の実施期間について

出品牛は、次に定めるとおり家畜伝染病の検査及び予防注射を実施し、健康を確認すること。
なお、「搬入基準日」とは、共進会開催前日の２０２５年１０月２４日とする。

区 分	疾 病 名	検 査 又 は 予 防 注 射 を 実 施 す る 期 間
検 査	ヨ ー ネ 病 (カテゴリーⅠ)	搬入基準日以前３ヵ月以内 → ２０２５年７月２５日以降
	ヨ ー ネ 病 (カテゴリーⅡ)	１回目の検査の実施時期 搬入基準日以前６ヵ月以内 → ２０２５年４月２５日以降 (注) ２回目の検査実施期間は、１回目の検査から最低３ヵ月の間隔を空けること
予 防 注 射	炭 疽 牛 流 行 熱 イ バ ラ キ 病 牛 異 常 産 牛 呼 吸 器 病	搬入基準日以前３週間以上６ヵ月以内の間 → ２０２５年４月２５日以降同年１０月３日までの間。 (注) 牛流行熱又は牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチンは、期間内に４週間間隔で２回接種すること。なお、イバラキ病生ワクチンを接種する場合は、期間内に１回接種すること。 (注) 牛異常産は、前年に接種していない牛は、混合不活化ワクチンを期間内に４週間間隔で２回接種すること。前年に接種している牛は期間内に１回接種すること。

<別記様式第1号>

第 16 回全日本ホルスタイン共進会 臨床検査確認書				
出品者	住 所			
	氏 名			
出品牛	品 種	ホルスタイン・ジャージー	出品区分	第 部
	個体識別番号 (登録番号)		出品番号	*
	名 号			
臨 床 検 査				
検査実施日時	2025年 月 日 時 分			
検 査 所 見				
出発予定時刻	2025年 月 日 時 分			
上記のとおり確認しました。 2025年 月 日 実施者 所属氏名 都・道・府・県 所 属 獣 医 師 氏 名 署 名 記 入				
(* 印の欄については記入不要)			確 認 者	*

<別記様式第2号>

第 16 回全日本ホルスタイン共進会 出品牛 検査・予防接種証明書				
出品者	住 所			
	氏 名			
出品牛	品 種	ホルスタイン・ジャージー	出 品 区 分	第 部
	個 体 識 別 番 号 (登 録 番 号)		出 品 番 号	*
	名 号			
予 防 接 種	ワクチンの種類	実 施 年 月 日	製造元・製造番号	実施獣医師所属・氏名
	炭 疽	2025 年 月 日		印
	牛 流 行 熱 又 は 牛流行熱・イバラキ病 混 合 不 活 化	(1回目注射) 2025 年 月 日		印
		(2回目注射) 2025 年 月 日		印
	イバラキ病生	2025 年 月 日		印
	異 常 産 3種混合不活化 又 は 4種混合不活化	3種混合不活化・4種混合不活化(いずれかに○をつけて下さい)		
		(1回目注射) 2025 年 月 日		印
		(2回目注射) 2025 年 月 日	前年実施 有・無 (無の場合は、2回接種)	印
	牛 呼 吸 器 病 6 種 混 合 又 は 5 種 混 合 生	6種混合・5種混合生(いずれかに○をつけて下さい)		
		2025 年 月 日		印
検 査	検 査 の 種 類	実施(採材)年月日	結 果	備 考
	ヨ ー ネ 病 カテゴリーⅠ・Ⅱ いずれかに○印	カテゴリーⅠ		
		2025 年 月 日	陰 性	(検査方法)
		カテゴリーⅡ		
		(1回目検査) 2025 年 月 日	陰 性	(検査方法)
		(2回目検査) 2025 年 月 日	陰 性	(検査方法)
上記のとおり相違ないことを証明する。 2025年 月 日 都・道・府・県 所属 獣医師・氏名 印				
(* 印の欄については記入不要)			確 認 者	*

第16回全共出品牛に係る家畜伝染病検査及び予防注射の実施期間

				* 1						
				1 年 前	6 カ 月 前	3 カ 月 前	3 週 間 前	基 準 日		
				2024 年	10/25	2025 年	4/25	7/25	10/3	10/24
検 査	ヨーネ病 (カテゴリーⅠ)	基準日以前 3ヵ月以内								
	ヨーネ病 (カテゴリーⅡ)	基準日以前 6ヵ月以内	1 回目検査から 3 ヲ月以上 空けて 2 回目検査							
予 防 注 射	炭 疽	基準日以前 3 週間以上 6 ヲ月以内								
	牛流行熱不活化ワクチン		4 週間間隔で 2 回接種							
	牛流行熱・イバラキ病混合 不活化ワクチン*2									
	イバラキ病生ワクチン*2									
	牛異常産*3 3 種混合不活化ワクチン 又は 4 種混合不活化ワクチン		前年に接種していない牛 は 4 週間間隔で 2 回接種 前年に接種している牛は 1 回接種							
牛呼吸器病*4 5 種混合生ワクチン 又は 6 種混合ワクチン										

*1 「基準日」とは、「出品牛搬入基準日」のことで、全共開催前日 2025 年 10 月 24 日とする。

*2 イバラキ病は、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチンの場合は、期間内に4週間隔で2回、生ワクチンの場合は期間内に1回、いずれかのワクチンを接種すること。

*3 牛異常産の「3種混合不活化ワクチン」とは、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症の混合不活化ワクチンをいう。「4種混合不活化ワクチン」とは、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、ピートンウイルス感染症の混合不活化ワクチンをいう。

※4 牛呼吸器病の「5種混合生ワクチン」とは、牛伝染性鼻器官炎、牛ウイルス性下痢、牛パラインフルエンザ、牛RSウイルス病、牛アデノウイルス病の混合生ワクチンをいう。また、「6種混合ワクチン」とは、牛伝染性鼻器官炎、牛ウイルス性下痢（2価）、牛パラインフルエンザ、牛RSウイルス病、牛アデノウイルス病の混合ワクチン（生ワクチンまたは不活化ワクチン）をいう。